# 日・ミャンマー航空協定改正議定書

#### 背景

#### 現行の航空協定(1972年締結):

指定航空企業(定期便運営会社,両国各1社に限定)への特権の付与,同企業が運営可能な路線の設定等につき規定



両国間の人的往来が近年急速に増加(4年間で4倍以上) ⇒定期便のニーズが大幅拡大。



2014年1月30日,協定を改正する議定書に署名

### 主な内容

## 両国の指定航空企業を複数化

【議定書第3条(改正後協定第3条)】

(なお、この機会に指定航空企業の運営路線についても拡大 【附属書】) 「日本国内-中間地点-ミャンマー国内-ミャンマー以遠」路線、 「ミャンマー国内-中間地点-日本国内(東京以外)-日本以遠」路線の新設等

#### 意義・早期締結の必要性

- 人的往来の急速な増加に対応
- 両国間の交流を一層促進

- ◆在留邦人: 868人(2013年11月)
- ◆進出日系企業: 131社(2013年11月)
- ◆我が国の対ミャンマー投資累計額: 2億7000万ドル(1989年以降累計)



